

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

旭川市長 今津寛介

- 1 土地の所在・地番
旭川市忠和7条4丁目63番420
旭川市忠和7条4丁目63番421
- 2 筆界案を確認することができる場所
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階
旭川市土木部土木管理課地籍調査係（電話 0166-26-3303）
- 3 筆界案を確認することができる者
1の土地所有者及び利害関係人又はこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
旭川市
- 5 意見の申出
令和8年6月18日から令和8年7月8日まで（ただし、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、意見を申し出ることができる。
なお、この期間を経過しても申出がないときは、準則第30条第5項の規定に基づき調査を行う。